

美幌町パブリックコメント手続条例に係る平成30年度の実施状況結果について

1 パブリックコメントの実施状況

No.	案件名(条例・計画等)	提出期間	担当グループ	趣旨・背景	意見結果
1	美幌町屋内多目的運動場建設基本設計説明書(案)	平成30年5月21日(月)～ 平成30年6月19日(火)	スポーツ振興グループ	近年、美幌町のスポーツ活動においては、青少年を中心として各種スポーツ競技で全道全国大会に出場し優秀な成績を収めるなど活躍しており、そうした活動の継続から日本を代表するオリンピック・パラリンピック選手を輩出しています。しかしながらスポーツ環境においては、活動の場所が不足し、特に冬期間スポーツ活動が十分にできない状況にあることから、屋外の活動条件に近い施設の設置が望まれ、屋内多目的運動場を新たに建設しようとするものです。	2件のご意見をいただきました。
2	美幌町新庁舎建設基本設計(案)	平成30年11月12日(月)～ 平成30年12月11日(火)	総務グループ庁舎建設担当	昭和35年に竣工した現在の美幌町役場庁舎は、これまで修繕等の対応を経て、現在に至っております。建設から57年が経過しており、建物等の老朽化やバリアフリー対応への不足といった問題を抱えています。更に、経済部や農業委員会、民生部の事務室が分散化されており、町民サービスや行政効率の低下を招く要因となっています。不特定多数の町民が利用する公共施設として、また、防災拠点機能を有すべき庁舎ですが、平成29年度に実施しました耐震診断において、耐震基準を満たしていない結果となりました。庁舎が抱える様々な問題を解決するため、新庁舎を建設することとし、平成33年度の供用開始を目指し、先に基本構想を策定しております。今般は、基本構想に基づき、基本設計(案)についてとりまとめたところです。	4件(18項目)のご意見をいただきました。
3	美幌町総合計画基本計画(中期)(案)	平成31年2月4日(月)～ 平成31年3月5日(火)	まちづくりグループ政策担当	第6期美幌町総合計画の計画期間は、平成28年度から平成38年度までとなっており、平成30年度で基本計画(前期)の期間が終了することに伴い、基本計画(中期)(平成31年度～平成34年度)を策定します。	1件(4項目)のご意見をいただきました。
4	美幌町空家等対策計画(案)	平成31年2月4日(月)～ 平成31年3月5日(火)	まちづくりグループ政策担当	近年、少子高齢化や人口減少及び家族構成の変化や建物の老朽化などに伴い、長期間使用されない「空家等」が増加し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすことから、早急な対策が求められています。国は、この空家問題の解決策として「空家等対策の推進に関する特別措置法」を平成27年5月26日に完全施行しました。この法律に基づき、防災や衛生等の生活環境の保全を図るため、空家等の発生の抑制や、危険な空家の解消を促すなど、空家等対策を総合的かつ計画的に進めるため本計画を策定いたします。	ご意見はありませんでした。

美幌町パブリックコメント手続条例に係る平成30年度の実施状況結果について

No.	案件名(条例・計画等)	提出期間	担当グループ	趣旨・背景	意見結果
5	美幌町自殺対策計画(案)	平成31年2月18日(月)～ 平成31年3月19日(火)	保健福祉グループ 障がい福祉担当	美幌町の自殺者数は、平成21年をピークに減少傾向にあります が、ここ数年は6～7人の方が自ら尊い命を絶っており、自殺死亡率 は北海道の平均及び国の平均値を大きく上回るという深刻な事態が 続いています。自殺に至った要因は様々であり、自殺に追い込まれ るという危機は「誰にでも起こりうる危機」といえます。国では、平成 28年4月に「自殺対策基本法」を改正し、市町村が地域の実情などを 勘案し市町村自殺対策計画を定めることとしました。これをうけ、「誰 も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、「美幌町自 殺対策計画」を策定するものです。この計画(案)に対し、町民の皆さ んから広くご意見を伺う意見公募(パブリックコメント)手続きを実施 します。	ご意見はありませんでした。
6	第4次びほろ男女共同参画プラン (案)	平成31年2月27日(月)～ 平成31年3月28日(火)	まちづくりグループ 住民活動担当	平成11年12月に一人ひとりが個性を生かし社会を支えていくことを 指針とした「美幌町男女共同参画プラン(第1次プラン)」を策定し、町 の役割や各分野での女性に関する施策を総合的に推進し、その 後、第2次プラン、第3次プランと見直してきました。第3次プラン策定 後も人口減少や少子高齢化が進む中、男女共同参画社会の形成に 関連する様々な状況の変化を考慮の上、本プランを策定いたしま す。なお、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく、「男女共 同参画社会の形成の推進に関する施策についての計画」及び女性 の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づ く、「区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する 施策についての計画」として位置づけられるものであり、本町におけ る男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の指針です。	ご意見はありませんでした。
7	美幌町地域防災計画(修正案)	平成31年2月28日(木)～ 平成31年3月29日(金)	総務グループ防災 担当	上位計画である北海道地域防災計画の改正を中心に見直すほ か、北海道地域防災計画に記載されている項目について、本町の防 災計画においても取り入れることによって、災害時に備えるとも に、より一層の防災体制を築くため、「美幌町地域防災計画」の見直 しを行い、修正案を作成しました。	ご意見はありませんでした。